

入学試験を感染症等により受験できなかった場合の対応について

- 1 新型コロナウイルスやインフルエンザ等感染症に罹患している方で37.5℃以上の発熱がある場合は、試験当日には受験できないため『再試験』を受験することとします。
- 2 上記1の事由により受験できなかった場合の『再試験』対応は、下記のとおりです。
 - ① 学業特待試験（単願）を受験できなかった場合
推薦試験を受験してください。（受験料は免除いたします。）
 - ② 学業特待試験（併願）を受験できなかった場合
一般試験を受験してください。（受験料は免除いたします。）
 - ③ 推薦試験を受験できなかった場合
一般試験を受験してください。
（ネット出願システムの仕組み上、一旦受験料が発生してしまいますが、後日返金します。）
 - ④ 一般試験を受験できなかった場合
令和7年2月6日（木）の『再試験（一般試験）』を受験してください。
（ネット出願システムは使用しません。中学校を通して実施要項を配付します。）
- 3 補足
感染症罹患後でも解熱後であれば受験可能です。（別室受験になります）
月経随伴症状等、やむを得ない事由により受験できない場合も『再試験』を受験していただきます。